

## 福祉人材育成事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、町内で有益な福祉人材を確保し地域福祉の展開を図るため、町内の福祉事業に携わる意欲のある町民に対し資格取得に必要な経費の一部を補助することにより、福祉人材の確保を図ることを目的とする。

(対象となる研修及び資格)

**第2条** 福祉人材育成事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる研修及び資格（以下「研修等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修
- (2) 介護福祉士
- (3) 介護支援専門員
- (4) 社会福祉士
- (5) 居宅介護職員初任者研修又は障害者居宅介護従事者研修、重度訪問介護従事者養成研修
- (6) 行動援護従業者養成研修又は同行援護従業者養成研修、移動介護従事者養成研修
- (7) 手話通訳士
- (8) 精神保健福祉士
- (9) 保育士

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条に規定する申請に係る年度（以下「申請年度」という。）中に研修等を修了すること。
- (2) 本町に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 既に町内の福祉事業所に就業していない者で、研修等終了後1年以内に町内の福祉事業所（公立を含む。）に勤務すること。ただし、公務員正規採用を除く。
- (4) 町税の未納がないこと。

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条各号に掲げる研修等の受講料（大学、専門学校等の授業料は除く。）及び受験料、教材費、公共交通機関を利用した交通費（片道50キロメートル以上に限る。）とする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 国その他の機関から補助を受けるときは、前項の補助金の額からその金額を控除した額とする。

(交付申請)

**第6条** 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉人材育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 試験実施要項又は資格講座案内資料等
- (2) 受験申込書の写し又は受講申込書の写し等

- (3) 既に町内の福祉事業所に勤務していないことを証明する書類（健康保険証の写し等）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、第2条各号に掲げるそれぞれの研修等につき1人1回を限度とする。  
(交付決定の通知)

**第7条** 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、福祉人材育成事業補助金交付決定（不交付）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助の決定に当たって、必要に応じ条件を付することができるものとする。  
(補助申請の取下げ)

**第8条** 第6条の規定による申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該申請を取下げようとするときは、速やかにその理由を付して町長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。  
(実績報告)

**第9条** 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、研修等が完了したときは、速やかに研修等実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 払込証明書（領収証等）
  - (2) 資格証書の写し又は修了証書の写し
  - (3) 他の補助金等の額が分かる書類
- (補助金の額の決定)

**第10条** 町長は、前条に規定する実績報告書等の書類の内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に対し、福祉人材育成事業補助金額決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。  
(補助金の交付)

**第11条** 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に町内の福祉事業所に勤務した場合に交付するものとする。

2 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、福祉人材育成事業補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 町内の福祉事業所に勤務していることを証明する書類（就業証明書又は健康保険証の写し等）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取消し及び返還)

**第12条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは当該補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、福祉人材育成事業交付取消通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(台帳の整備)

**第13条** 町長は、研修等の状況を明確にするため、福祉人材育成事業補助金交付台帳（様式第7号）を整備するものとする。

(補則)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。